

答 申

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成28年和歌山県条例第12号）による改正前の和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成28年2月27日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、異議申立人に対し、開示決定等期限延長を行った上で、本件開示請求に対し「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成28年3月15日付け海建管第03010007号で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成28年3月17日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

- 1 異議申立ての趣旨
異議申立ての趣旨は、「作成又は取得していない」理由はあり得ないため、本件処分を取り消し、実施機関の説明根拠の全部開示を求めるというものである。
- 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

「作成又は取得していない」ということは、実施機関の説明に根拠がないことを意味する。公務員の虚偽説明は犯罪行為である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

異議申立人は従来から同意書のない地権者の理由書等について、実施機関の保管している平成13年1月18日付け海建第7110号に綴られていたにも関わらず、閲覧後隠蔽された旨を主張しており、平成27年7月1日に行われた第148回和歌山県情報公開審査会において、実施機関が行った当該理由書等に係る供述について証明できる公文書を請求している。

しかし、実施機関は、異議申立人に対して、海建第7110号に理由書等は綴られておらず、隠蔽していない旨の説明をしている。また、同審査会においても、同様の説明を行っているが、行方不明となった根拠を隠す供述はしておらず、同審査会に係る会議録にも、行方不明となった根拠を隠す供述に足る記載もない。

よって、「作成又は取得していない」との理由により非開示決定を行った。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件処分の妥当性について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、異議申立人は、海建第7110号を平

成 20 年に閲覧した当時添付されていたはずの同意のない地権者の理由書等が、閲覧後行方不明となった根拠を隠す供述を、実施機関が第 148 回和歌山県情報公開審査会において行っているとして、その供述の事実証明ができる公文書を請求していると認められる。

実施機関の説明によると、従来から、異議申立人は海建第 7110 号に綴られていたはずの同意のない地権者の理由書等が閲覧後隠蔽された旨を主張しており、一方の実施機関は、異議申立人に対して、海建第 7110 号に理由書等は綴られておらず、隠蔽していない旨説明しているとのことである。また、第 148 回和歌山県情報公開審査会における実施機関の説明及び意見陳述の場においても、実施機関は同様の説明を行っており、行方不明となった根拠を隠す供述はしておらず、同審査会の会議録にも、行方不明となった根拠を隠す供述に足る記載もないことから、「作成又は取得していない」との理由により非開示決定を行った旨説明する。

実施機関の説明から、本件対象公文書を「作成又は取得していない」との主張は、特段不合理ではない。

よって、実施機関が「作成又は取得していない」として非開示決定を行った本件処分は妥当である。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第 1 審査会の結論」とおり判断する。

なお、異議申立人は、実施機関職員の対応や公函訂正事務に関して種々の主張をしているが、当審査会は、条例の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

第 6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成 28 年 3 月 31 日	○諮問（実施機関）
平成 28 年 6 月 6 日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成 29 年 3 月 16 日	○審議
平成 29 年 4 月 25 日	○審議
平成 30 年 5 月 29 日	○審議
平成 30 年 8 月 16 日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成 30 年 8 月 30 日	○異議申立人からの説明及び意見の聴取

平成 31 年 1 月 23 日	○審議
------------------	-----

[別紙]

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成 28 年 2 月 27 日	平成 27 年 7 月 1 日第 148 回審査会会議録で平成 20 年 11 月 26 日に閲覧した第 7110 号文書に添付していた東山田周辺地権者の同意書及び同意書のない地権者の理由書、同理由書としての裁判記録、同虚偽土地所在図等が閲覧後行方不明となった根拠を隠す供述を〇〇用対副課長が審査員に説明している。内容の事実証明できる公文書の原本開示。